

~~~~~  
論 説  
~~~~~

改革と不満：スペイン第二共和政期における カトリック学生運動（1931–1936 年）

渡 邊 千 秋

1931 年 4 月の第二共和国の成立とともに、スペインにおけるローマ・カトリック教会(以下教会と略記)をめぐる状況は一変した。19 世紀來の諸憲法はローマ・カトリック教を国教と定めてきたが、1931 年 12 月 9 日に発布された第二共和国憲法第 3 条は、スペインの憲政史上初めて国家が国教を持たないことを規定した。¹⁾ こうして政教分離の原則が適用されるとともに、教会の特権的地位は失われ、1851 年政教条約に裏付けされたスペインにおけるローマ・カトリック教の公認宗教体制に終止符が打たれることとなった。

憲法に謳われた理念を旗印に、教育の世俗化を目指す一連の諸法律が制定され適用されていく一方で、教会は、あらゆる手段をつかって、王政復古下(1875–1923 年)に発布された 1876 年憲法で保障されていた既得権益の保持を試みた。教会ヒエラルキーは世俗化の潮流に対抗するには平信徒の力を結集する必要があることを再認識し、1920 年代を通じて「よきカトリック」信徒を育成する人格形成運動として導入されたアクシオン・カトリカ(カトリック・アクション運動)の展開に大きな期待を寄せた。²⁾ 共和期の反教権主義的な教育政策

-
- 1) 1931 年以前に発布された諸憲法の条項におけるローマ・カトリック教の扱いについては、以下の文献を参照されたい。M. REVUELTA GONZÁLEZ, “La confesionalidad estado en España”, en E. LA PARRA (ed.) *Iglesia, sociedad y estado en España, Francia e Italia. Siglos XVIII al XX*, Alicante, 1991, pp. 373–397.
 - 2) 20 世紀スペインにおけるカトリック・アクション運動の展開については、以下の文献に詳しい。F. MONTERO GARCÍA, *El movimiento católico en España*, Madrid, 1993. またヨーロッパにおけるカトリック・アクション運動の文脈からスペインの

は、教会に戦闘的信徒(ミリタン)の人格形成を行う絶好の口実を与えたのだった。³⁾ 結果として、平信徒の中から、教会の利益を擁護するという大義のもとに、進んで政治的活動を行おうとする者が現れた。そしてアクション・カトリカの諸組織に所属する青少年もまた「よきカトリック」信徒としての良心に従って、政治的活動に身を投じていった。

本稿では共和制という激動期を生きたカトリック男性信徒、なかでも学生信徒の、ミリタンとしての意識がどう作られ、どのような活動に応用されていったかを論じてみたい。アクション・カトリカの専門部門のひとつであるスペイン・カトリック学生連合 (Confederación de Estudiantes Católicos de España: 以下 CECE と略記)に分析対象を絞り、時間軸に沿ってその活動を跡付けていく。⁴⁾ 資料としては、CECE の機関誌を中心に用いるが、その発刊の断続性を補うべく、⁵⁾ その他のカトリック組織の定期刊行物にも目をむけ、共和制下の政治的・社会的変動への CECE の対応を考察する。王政から共和制への移行とともに、社会全体における価値観の変容が露になった時に、その変化の波に対抗し、教育現場における闘いを通じてカトリック的価値観に基づく自らのアイデンティティを模索した青年カトリック信徒の集団心性を明らかにしてい

動向を再考したものとして、Id., “L’Action Catholique Espagnole et son contexte européen. Notes pour une histoire comparée”, *Revue d’Histoire de l’Église de France*, 224, janvier-juin 2004, pp. 259–277.

3) カトリック・アクション運動は各国において独自の展開をみせた。本稿では、スペインの運動名として「アクション・カトリカ (Acción Católica)」の名称を使用する。

4) アクション・カトリカにおける職能別の専門部門は労働者部門を中心に 1940 年代後半以降再び組織化され、1950 年代に入ってから活動の隆盛期を迎える。一方 1930 年代のアクション・カトリカは男女・年齢別 4 部門で構成(青年部・女子部・男性部・婦人部)されていた。しかし CECE は 1920 年の創設以来、会員を学生に特化した専門部門として、青年部から独立して存在した。なお第二共和制期のアクション・カトリカ男子青年部の活動については以下を参照されたい。渡邊千秋「宗教と政治のあいだ: スペインにおけるカトリック青年会の理想と現実(1923–1936 年)」『論集(青山学院大学全学共通科目)』43 号, 2002 年, pp. 133–148.

5) 共和国期において全国レベルの機関誌は 1935 年に発刊が始まる。それ以前の時期を考察するにあたっては、地方連合や部会レベルで発行された機関誌、また CECE の指導部の人材を提供した団体の会報等で補完する。

きたい。⁶⁾

1. 第二共和政期の教育政策：改革と反動

新政府は共和国に忠実な国民の創造を目指した。当時の共和主義の政治エリートは、共和制を安定させるには国民の精神的一体性を創造することが必要不可欠だと悟っていた。彼らは、共和国は人々にスペイン国民としての近代的・世俗的な意識を芽生えさせねばならず、そのためには教会の手から教育を奪還し、国家による公民教育をその国民に浸透させる必要があると考えた。宗教的教育こそ、国の近代化を滞らせ、共和国に相応しい国民を創造する上での障害となると理解したのである。⁷⁾

政教分離の原則を打ち出した1931年憲法は、第26条で教育修道会であるイエスズ会の解散を謳い、またその他の修道会の教育事業への従事をも禁止した上、その不動産を国家が接収する内容を盛り込む特別法を制定することを定めた。⁸⁾ 第27条では公共道徳に反しない範囲で、人々はいかなる宗教でも自由に信仰し実践することができる、という信仰の自由が謳われた。こうしてそれまで国教であったカトリック教の信仰は、信徒個人の私的領域に属する事項となった。第48条は、教会を国家の視察の対象とすることや、教会建造物の内部でしかカトリック教理を教授できないとした上で、公教育を行う教員は教育公務員資格のある者と定めた。こうして、共和国政府は、国家管理の下に統一された学校教育システムを新たに創造した。それまで修道会が中心となって担ってきた学校教育は世俗化され、修道会の伝統的な経営・教育方針に破壊的な打

6) 学生は男女混合の集団であるが、男女別のアクション・カトリカの組織形態を引き継ぎ、カトリック学生の場合においても、男女別の活動をしていたと思われる。CECEの機関誌に女子学生の活動に関する記述はほとんどみられない。女子学生信徒の活動に関しては、今後の研究課題となるであろう。

7) J. M. FERNÁNDEZ SORIA, *Estado y educación en la España contemporánea*, Madrid, 2002, pp. 114–115.

8) マドリード、バルセロナ、バレンシア等の大都市圏にあったイエスズ会経営の中等教育機関は、近代スペイン社会におけるエリート養成組織として有名だった。W. J. CALLAHAN, *The Catholic Church in Spain, 1875–1998*, Washington DC, 2000, pp. 226–227.

撃を与える新しい教育政策が実践されていくこととなった。

特に左派の2年間（1931–1933年）では、カトリック教会が伝統的に維持し続けていた社会的影響力を排除するべく、一連の教育政策が実践された。1931年5月6日の政令は教育における宗教的自由を確立し、宗教科目を義務教育から外した。宗教科目を子供に学ばせたいのであれば、保護者は申請を行わねばならなくなつた。また教師は自らの思想的良心に従つて、宗教科目を授業で教えることを拒否できた。⁹⁾ 同年5月29日の政令では因習的社会における教育の普及を目指して、「教育使節団（Misiones Pedagógicas）」が創設された。教育使節団は、宗教に影響されない形での巡回図書館・読書会・講演会・映画上映などを通じて、各地域の文化を異なる地域に伝え、教師や子どもを対象に文学・科学関連の実践や自然界・社会の現実を考察させ、歴史的・地理的・美術的な価値をもつ場所への遠足を通じて彼らを啓蒙するなど、各地域の状況にフレキシブルに対応した世俗的教育を行おうとした。¹⁰⁾

国民教育を広げるため、新しい教師の養成は急務となつた。1931年9月と10月には師範学校の抜本的改革が行われ、3学年に亘る理論的教育の後には初等学校で1年間の実習を受けることが定められた。またこの実習期に実習生は基本的に教師の空きポストに配置されるため、実習終了時には職を得ることができ、教員就職試験の終焉に繋がるという計画であった。¹¹⁾ また1932年にはマドリード大学哲文学部に教育学科が設置されたが、これは初等・中等教育の教師のためだけではなく、師範学校教師の養成所ともなつた。¹²⁾ 同年12月には初等教育における国家視察システムの強化や、中等教育における視察システム導入に関する政令が出された。

9) F. MORENTE VALERO, *La escuela y el Estado Nuevo. La depuración del magisterio nacional (1936–1943)*, Valladolid, 1997, p. 59. 教師が申し出を拒否する場合には、教区司祭が宗教教育を担当することが定められた。

10) A. JIMÉNEZ-LANDI MARTÍNEZ, *La Institución Libre de Enseñanza y su ambiente. Tomo IV. Periodo de expansión influyente*, Madrid, 1996, pp. 298–299.

11) A. VIÑAO, *Escuela para todos. Educación y modernidad en la España del siglo XX*, Madrid, 2004, pp. 38–40.

12) この動向は翌年、バルセロナ大学へ拡大した。Ibid, pp. 47–48.

改革と不満：スペイン第二共和政期におけるカトリック学生運動（1931–1936年）

修道会の教育事業への関与に歯止めをかける措置は1932年に入って具体化した。同年1月に憲法の条文に従ってイエズス会は解散させられ、その財産は国家に接収された。¹³⁾ また1932年10月には憲法第26条に謳われた特別法、信仰と修道会法が起草された。この法案の国会審議は1933年2月に開始され、公布は同6月に行われた。¹⁴⁾ この法は国民個人の信教と信仰実践の自由を定める一方で、その実践の場を私的領域に限定した。また教会が信仰実践目的で使用する不動産を国有化し、またその他の資産も課税の対象とした。教会は自己の建造物内部で教理を教える権利を有すると定めつつも、修道会に対しては、その会員が教育を行うことを禁止した。¹⁵⁾ この法律に基づいて県などの財政支援を得た中等・初等教育施設が新たに多数建造され、教育の世俗化が推進された。しかし、現実には、公的には閉鎖された修道会経営の学校でも、修道会に好意的な信徒などの助力を得て、教育活動は続けられていた。¹⁶⁾

このように新生スペインにふさわしい国民の創出を目指す第二共和国の教育改革は、まず初等・中等教育から着手され、大学教育改革は1933年3月17日の大学改革基本法草案が国会に提出されるまで具体化しなかった。しかしこの草案は国会では議論されないまま廃案となり、また初等・中等教育の改革も、1933年11月選挙での右派の勝利によって、中途半端なままに終始し、結局改革の全てが頓挫していった。¹⁷⁾

13) 接収の詳細は以下の文献を参照されたい。A. VERDOY, *Los bienes de los jesuitas. Disolución e incautación de la Compañía de Jesús durante la Segunda República*, Madrid, 1995.

14) J. M. CASTELLS, *Las asociaciones religiosas en la España contemporánea. Un estudio jurídico-administrativo (1767–1965)*, Madrid, 1973, pp. 424–434.

15) なお、修道会が自らの構成員を養成するための教育は別格扱いであった。また修道会による教育の停止は、初等教育が1933年12月31日を、他のレベルの教育が同年10月1日を期限として定められた。そして、1933年11月総選挙で右派が勝利し、この政策は白紙に戻されていく。A. VIÑAO, *op cit.*, p. 49.

16) *Ibid.*

17) A. JIMÉNEZ-LANDI MARTÍNEZ, *op cit.*, p. 272.

2. カトリック的情操教育の復権を目指して

プリモ・デ・リベーラ独裁体制(1923–1930年)下でのCECEは、大学におけるカトリック学生の権利の主張に追われていたが、共和政期のCECEは、組織の復権という課題に立ち向かうと同時に、カトリック的宗教情操教育の重要性を主張する政治的活動を展開しながら、「よきカトリック信徒」としての青少年の育成にも力を入れなければならなかった。¹⁸⁾

CECEは、第二共和国の教育政策の行方に大きな懸念を抱いていた。共和政がもたらす非宗教教育が学生に不利益になるという危機意識から、カトリック的教育を擁護する勢力の融合を求め、教育政策に自分たちの声を反映させようと、左派に対抗する政治的闘争を展開したのであった。一方で、共和政下のCECEは一貫して政治的党派に縛られない活動方針を謳ったのであるが、教育という政策と密着した分野でのカトリック的利益を擁護する戦いのなかで、会員は必然的に政治運動へ巻き込まれ、畢竟するにCECEの非政治主義は日和見主義の誹りを免れず、会員の組織離れを導くことになったのであった。¹⁹⁾

それでは以下、時間を追ってCECEの活動を考察してみたい。

2-1. 左派の二年間(1931–1933年)におけるCECEの活動

1931年4月の共和国成立以後、10月に憲法の宗教関連条項が国会で討論されるまでは、CECEの活動は全国的統一性に欠けた。最高評議会の指導の下に行われるべき全国一斉の活動は大きく進展せず、各地方連合は、大学諸部会を中心

18) プリモ・デ・リベーラ独裁体制期のCECEの活動に関しては、以下を参照されたい。渡邊千秋「スペインにおけるカトリック学生運動(1920–1930年)」『現代史研究』44号、1998年、pp. 35–51。

19) *Boletín de la Asociación Católica Nacional de Propagandistas (BACNP)*, 153–154, 15 agosto y 1 septiembre 1933, p. 4. 例え、1920年にCECEが創設されて以来一貫してその指導に当たってきたカトリック全国布教協会ではこう提案された。「次の学年暦では、我々はカトリック学生連合に当然のことながら特に注目せねばならない。なぜならば大学は、全国的に深い変化に苦しんでいる。その結果、常に専門的・教育的で、人格形成を目指し、文化的で非政治的であるべき学生連合の活動も、政治的過激論者によってるべき姿から逸脱し、慘めな状態にあるようだからである。」

心に独自のイニシアチブによって活動を継続していたようである。²⁰⁾ 例えば、マドリード大学法学部会は法学部における履修計画を練ってマドリード大学長と公教育省へ提出した。また1931年4月に起きたバリヤドリード大学医学部に端を発する学生の抗議行動に対し、公教育省は大学を閉鎖して対応したが、²¹⁾その後CECEのコルドバ地方連合やセビーリャ地方連合は、大学が閉鎖され授業が休講になったことに対する説明を各大学当局に求めるキャンペーンを行った。²²⁾ サラマンカ地方連合はカトリック父母会と協調して「結婚と教育の自由」という一連の講演会を開催し、護教の宣伝活動に一役買った。²³⁾ またセビーリャ地方連合では、法学部会が商工会議所で数度にわたる講演会を開催した²⁴⁾、という具合であった。

全国レベルで一斉に且つ持続的に行われたのは、CECEの大学内での地位向上を目指し、大学教授会等への参加を要求するキャンペーン活動であった。1931年6月3日政令を受けて、大学教授会はその構成員として学生代表を受け入れることになったが、CECEからではなく、左派学生組織「学生大学連盟（FUE）」から学生代表が選出された。この結果を受けて、CECEは抗議声明を出し、右派の2年間で状況が変化するまで、CECEの代表権獲得を模索し続けていった。²⁵⁾

しかしCECEが全国的な団結を深めるのは、1931年10月のCECE第10回全国会議開催を待たねばならない。大学閉鎖の余波を受け、ガリシア地方の

20) CECEの各地方部会の独自性は、地域ナショナリズムとも密接な関係をもつと考えて居る。例えばバレンシア地方に関しては、全ての学生運動がバレンシア主義を標榜していたことが先行研究によって指摘されている。今後、地方レベルでのカトリック運動の考察が必要であることは明らかである。Cf. M. F. MANCEBO, *La Universidad de Valencia. De la monarquía a la república (1919–1936)*, València, 1994, p. 134 y ss.

21) A. MOLERO PINTADO, *La reforma educativa de la II República española. Primer Biénio*, Madrid, 1977, p. 128.

22) *Confederación de Estudiantes Católicos de España. X Asamblea Nacional, 30 de octubre a 3 de noviembre 1931*, Madrid, p. 16.

23) BACNP, 114, 30 noviembre 1931, p. 2.

24) *Ibid.*, p. 4.

25) *Confederación . . .*, p. 16.

サンティアゴ・デ・コンポステーラで予定されていた全国会議は開催延期を余儀なくされ,²⁶⁾ 結局、1931年10月30日から11月3日にかけて、31の地方連合に所属する118の部会から代表が参加して、マドリードで会合がもたれた²⁷⁾。

この全国会議を通じてCECEは、国家規制からの教育の自由化を訴えた。決議は44項目に及び、初等・中等教育レベルでの宗教教育の維持・擁護を強調し、「教育事業における家族・教会・国家の調和」²⁸⁾の追求を訴えた。そのためには、合法的に「わが祖国の学生の権利である、以前の原理を再び維持できるようになるまで、休むことなく、力強いキャンペーンを行うこと」²⁹⁾で合意した。また師範学校でのカトリック的宗教性の堅持を求め、男女共学の導入に反対した。³⁰⁾ 大学教育に関しては、既に開始されていたキャンペーンを受けるかたちで、公教育省に対して大学評議会や学部教授会における学生の代表権がFUEという特定の左派学生運動団体のみに認められていることに抗議し続けることを決めた。³¹⁾

またこの全国会議では、プリモ・デ・リベーラ独裁体制末期以来休刊になっていた全国レベルの機関誌の発行再開が決まった。³²⁾ 新しい人材育成の重要性も議論され、様々な年齢の学生が一堂に集い知人を増やして意見交換ができる場である学生の家をこれまで以上に活用し、カトリック的人格形成事業を進めることで意見が一致した。特に地方支部の指導層となるべき会員の育成は急務とされ、研究サークル、集会や講演会などへの参加、CECEの理念を伝えるためのパンフレットなどの編集発行等の活動を通じて、新しい世代のミリタンを

26) *BACNP*, 112, 30 octubre 1931, p. 1.

27) *Confederación* . . . , p. 44; p. 96. 10月30日朝、CECEの聖職者顧問サガルミナガ神父によって指導される黙想会で幕を開けた。翌31日に学生の家へ場所を移し、討論が始まった。

28) 第38決議。

29) 第44決議。

30) 第28決議、第25決議。

31) その抗議の根拠として、プリモ・デ・リベーラ独裁体制の下で大学秩序を乱し、大学の生命を危うくしたのはまさに学生大学連盟の存在であった、という主張がなされた。

32) しかし実際に全国レベルの『会報』が発行されるのは1935年になってからのことである。

養成することを決議した。³³⁾ 全国会議最終日の11月3日には、最高評議会メンバーと会議参加者の代表とが在マドリード教皇庁大使テデスキーニを表敬訪問し、改めて外部にCECEと教皇庁との密接な繋がりをアピールしたのであった。³⁴⁾

その後教育の非宗教化を目指す一連の法律・政令等の公布と、それに伴う実際の措置に対抗するため、CECEは抗議行動を継続していく。前述の全国会議での決議を受けて、マドリード地方連合は教育の自由を求めるキャンペーンを展開した。³⁵⁾ そしてこの動きは全国に広がった。公教育相マルセリーノ・ドミンゴが1931年9月に公教育審議会に対して出した公教育法草案作成の指示に対して、CECEの研究サークルでは、この草案に対する対案を準備しようとしたのであった。³⁶⁾ また、1931年12月の憲法公布時には、バルセローナ、バレンシア、セビーリャ等で地方連合主催による教会利益・宗教的教育の擁護を求める集会が開かれた。またこの動向はその後、中等教育機関でのカトリック学生的抗議行動へと拡大したのであった。³⁷⁾

一方で、このような宗教的教育の擁護を求める運動は、右派政党の活動と同一視される可能性が高かった。実際に、元会員が政党活動に身を投じた例は多く、現会員の中にも政党活動に入れこむ者が増えるなかで、CECEは自らの活動は政党のそれとは異なるのだ、として独自のアイデンティティを模索した。³⁸⁾ その上で、全てのカトリック学生の統合をはからうと非政治主義の主張を繰り返したのである。³⁹⁾ しかし結果として、世論はCECEを右派政党と癒着した学生運動組織として認識した。またそれゆえに、左派の学生運動組織との対立

33) 「宣伝」部会決定による。Confederación . . . , p. 83.

34) Confederación . . . , p. 42.

35) BACNP, 115, 15 diciembre 1931, p. 2.

36) BACNP, 116, 1931, 30 diciembre 1931, p. 2.

37) BACNP, 117, 15 enero 1932, p. 3.

38) 多くの先行研究が指摘するとおり、CECEの元指導者の多くはアクシオン・ボラルやその後身であるスペイン右派自治連合(CEDA)へ加入して政治的活動を行っていた。CEDA党首ヒル・ロブレス、フランコ独裁体制下の教育相イバニエス・マルティンや外相マルティン・アルタホなど、代表例となる人物の枚挙には暇がない。

39) BACNP, 120, 29 febrero 1932, p. 2.

はますます深まるばかりであった。共和国成立当初から破壊行為を伴った小競り合いは絶えなかった。例えば、1931年5月には、修道院焼き討ち事件の飛び火で、マラガ地方連合の学生の家が襲撃を受け、家具などが破壊された。またカディス地方連合では恒常に攻撃が試みられ、家具備品が壊されたほか、図書室の所蔵本が盗まれたりもした。⁴⁰⁾ FUE のメンバーはカタルーニャ地方レリダの中等部会が開催した宣伝集会を妨害しようとした。この事件に対して、レリダ地方部会は FUE の行為を「まるでレスリング場に行くかのように」行動し「不公正で学のないやり方で、節度もなく、行事が中止されるように振舞った。」⁴¹⁾と非難した。そしてこれ以降、ライバル FUE の活動に汚点を見つけ、激しい批判を繰り返したのだった。⁴²⁾ その上、暴力行為は時間の経過とともにエスカレートしていった。

CECE の探求する「教育の自由の原理に基いた家庭と教会と国との調和」⁴³⁾に大きな損害を与える宗派と修道会法の国会審議が1933年2月について開始された。修道会の教育関与禁止を盛りこんだこの法律は、同年5月17日に国会を通過し、6月2日、共和国大統領の署名を得て公布された。翌6月3日、教皇ピウス11世は回勅『ディレクティッシマ・ノビス』を発表し、同法がカトリック教会を迫害するものであると非難し、スペインのカトリック信徒に対して、信仰の擁護のために一致団結するよう呼びかけた。

以前から CECE は、宗派と修道会法が成立した場合には、他のアクシオン・カトリカの組織と力を合わせて「文化と自らの魂の不可侵の権利」を擁護しならなければならないとしていた。⁴⁴⁾ しかし実際には同法が定めた教育現場における宗教性を払拭するための具体策は全面実施にはいたらぬまま、1933

40) *Confederación . . .*, pp. 18–19.

41) *Juventus. Órgano de la Asociación de Estudiantes Católicos de Lérida*, 10, febrero 1933, p. 3.

42) *Juventud*, 11, marzo 1933, pp. 18–19. こういった CECE の活動がいつしか暴力を伴っていく可能性を否定はできない。この点に関しては、今後の左派学生運動組織の機関誌を使用した比較史的な考察に譲りたい。

43) *Confederación . . .*, p. 73.

44) *Juventud*, 11, marzo 1933, p. 2.

改革と不満：スペイン第二共和政期におけるカトリック学生運動（1931–1936年）

年11月の総選挙を迎えた。この選挙では、急進党-スペイン右派自治連合が勝利し、これによって、左派の2年間の反教権的教育政策は、それに対する反動的教育政策にとってかわられることとなった。以後、右派の2年間では、CECEはカトリック学生の権利確保を求める活動とともに、新しい会員の早期獲得を目指すことに目を向けた活動を展開していく。

なお、政治的な色彩を帯びた活動の陰に隠れて目立たないが、CECEはキリスト教の教えに沿った社会的慈善活動も行っている。例えば、1月6日の主御公現の祝日を前にして、恵まれない子供たちに送る玩具を集めチャリティなどへの取り組みがあったことをここに記しておきたい。⁴⁵⁾

2-2. 右派の2年間（1933–1935年）におけるCECEの活動

CECE会員の政治化が進行する一方で、1920年のCECE創立以来その組織拡大に貢献してきたカトリック全国布教協会（Asociación Católica Nacional de Propagandistas: 以下ACNPと略記）は、CECEの弱体化に危機感をいだいていた。1933年秋以降には、ACNP会員の積極的介入を通じて、CECEの組織の活性化が図られた。ACNPのCECE再建への確固たる意志は、1934年9月のACNP総会で「ACNP会員のうち学生であるものは、CECEの部会活動に積極的に加わること；元CECE会員はその地方連合の顧問会に参入すること；ACNP会員は学生の家での講演会・講習会・課外授業などを行うこと；父兄であるものは、物資や奨学金を提供し、また自分の子どもをカトリック学生グループに参加させるべく申し込むこと」等を決議したことに端的に現れている。⁴⁶⁾

いうまでもなく、既に左派の2年間で、プリモ・デ・リベーラ体制下でCECEが享受していた政権による保護という特権は失われ、カトリックの学生

45) *BACNP*, 117, 15 enero 1932, p. 1. これはカディス地方連合の例である。スペインでは伝統的に、クリスマスではなく1月6日に子どもたちに贈り物をする習慣があった。

46) *BACNP*, 179–180, 15 septiembre y 1 octubre 1934, p. 12. なおACNPはイエズス会の影響を強く受けた少数精銳の男性信徒グループである。

を取り巻く環境は大きな変化を遂げていた。大学は左右両派の政党青年部メンバーを勧誘し獲得する場として利用されるようになった。学問の場での政治的闘争が活発になるとともに、通常の授業は沈滞していった。と同時に、学生の間では、学業の成就という本来的な学生生活の目的を棚上げにして、政治運動に心血を注ぐ者が増える傾向がみられるようになった。このような状況のもとで、CECEは繰り返して非政治主義を謳うことを通じて、ある特定の政治団体と同一視されるのを回避しようとした。同時に政治的イデオロギーにこだわることなく、右派のカテゴリー内でできる限り広く会員を獲得し、カトリック的理念を彼らに教えることで、学生に、将来、卒業後に必要とされる行動の基礎となるカトリック擁護の精神を身につけさせようとしたのである。

その折に使用された会員統合の言説は、カトリック的理念に基づいた「スペイン性 (Hispanidad)」を強調することであった。CECEは会員に「自らの良心にしたがって騎士としての誇りをもって祈ったあの16世紀の古いスローガンを掲げるよう」求めた。⁴⁷⁾ CECEにとっては、ローマ・カトリック教の影響のない世界観は存在しえなかった。カトリック的なスペインの存在こそが、歴史的にも裏付けられるスペインの国民的文化の土台であり、ひいては人間の良心の基礎であったのである。そのような考えに基づいて、スペインにおける中間層の家庭に属し、当然将来には大学へ進学する中等部会の会員には、このスペイン的な良心に従い、青年エリートに相応しく、自らの人格形成を図るよう度々呼びかけを行っている。⁴⁸⁾ 「スペイン性」への回帰の呼びかけは、組織への帰属意識を持たせるにはあまりに曖昧な非政治主義という主張を補うためのレトリックでもあった。⁴⁹⁾

47) *Crónica Escolar. Federación Aragonesa de Estudiantes Católicos.* 2^a época, 2, 16 noviembre 1935, p. 1. この「スペイン性」にはローマ・カトリック教という宗教の伝播を通じたラテン・アメリカ地域との共通性・連続性の意味が含まれ、加えてラテン・アメリカのカトリック学生組織との連帯を求める意味もこめられている。

48) *Boletín de la Asociación de Estudiantes Católicos de Bachillerato (BAECB)*, 4, enero 1936, p. 3.

49) CECEが主張した「スペイン性」は、フランコ体制下でも引き継がれていた。この点を含めて、今後、アクシオン・カトリカ全体における「スペイン性」に関する言説分析を行う必要があるだろう。

ところで CECE が非政治主義を掲げたのは、一つのイデオロギーに偏らない形でターゲットを広くとり、できるかぎり多くの素質ある学生を会員として確保するため、そして、その中から新たな指導層となる人物を発見するための方策であった。⁵⁰⁾ しかし、学生が CECE 会員である期間は、学籍をもつ数年間のみである。実際、CECE の活動の中心となるミリタンは、大学生活の数年がその活動期であった。学業を修めるとともに彼らは組織を離れていく。⁵¹⁾ 左派・右派ともに政治色を強めた学生運動団体が台頭し、政党青年部も介入し始めた教育現場で、将来的に有望なミリタンとなる学生を CECE に招き入れるために、彼らを十分にひきつけることのできる理念を提示すると同時に、魅力ある活動をも打ち出さねばならない。⁵²⁾ そこで CECE は、若い大学教員の協力を得て、大学の授業に関する補習プログラムを企画し、実行した。こうして、学生の家を中心に、宗教・歴史・哲学・経済学・政治学・法学等の講座が開かれた。⁵³⁾ また地方連合はそれぞれ、自らを取り巻く社会・政治状況に合わせた各大学部会における活動を試みた。例えばオビエド地方連合は、1934年10月のアストゥリアス革命鎮圧後、大学復興を目指すプロジェクトの一部として、「スペインにおける大学の歴史」という講義課目を設置した。⁵⁴⁾ またバレンシア大学では、学内で CECE のための講座設置が試みられた。⁵⁵⁾ また左派の2年間に FUE との攻防で失われた CECE の外的な権威を取り戻そうという動きもあった。例えばサラゴサ地方連合は、サラゴサ市における大学都市建設画へ向けて率先して大学当局に協力した。⁵⁶⁾ またマドリード地方連合は、

50) *BACNP*, 153–154, 15 agosto y 1 septiembre 1933, pp. 3–4.

51) この点は CECE のミリタンであったカンポス・ゴリスの発言からも裏付けることができる。「ご存知のように私は大学を卒業してからは学生運動からは離れています。あの頃の学生は現在の指導部にはほとんどいません。しかしどにかく、ご指示のとおりに何かやってみることにしましょう。」 Archivo Luis Campos Górriz (Valencia). Carta de Luis Campos Górriz a José María Belda SJ, 17 julio 1931.

52) 複数の学生団体に同時に所属するというパターンも多く見られた。

53) *Hogar*, 50, 1 octubre 1934, pp. 3–4.

54) *BACNP*, 193, 15 abril 1935, p. 4.

55) *Ibid.*, pp. 3–4.

56) *Boletín de la Confederación de Estudiantes Católicos de España. 2ª época (BCECE)*, 2, abril 1935, p. 10.

大学生スポーツ連合委員会での学生代表権を獲得したのだった。⁵⁷⁾

このように、CECEは自らが享受すべき権利を主張することを怠らなかった。1934年10月23日省令で大学評議会・学部教授会におけるFUE選出の学生代表参加に終止符がうたれた。⁵⁸⁾これを好機と考えたCECEは、学長たちに対してCECEから学生代表を、という願いを聞き入れるよう訴え、問題を投票にかけるように求めたが却下された。その一方で、CECE元メンバーで、右派の政治家として既に活躍していたモレノ・ダビラは新公教育相を訪ね、この学生代表権を巡る問題の解決を訴えた。⁵⁹⁾

こうして右派の2年間において、CECEは左派の2年間での失地回復を目指して活動を続けた。と同時に、左派の2年間でもたらされた教育の世俗化で青少年の宗教離れが起こったとして、それに大きな危機感を抱くようになった。そこでCECEは、青少年を教育する立場にたつ人びとが受ける教育のあり方を問い合わせし、まずは師範学校での改革を求めた。そして将来の教師にカトリック性を持たせる方策として、各師範学校の横にカトリック学生寮を建設することを提案した。しかしCECEだけでこの計画を実行に移すことは経済的にみてほとんど不可能だということも理解しており、他のカトリック団体への援助を求めた。⁶⁰⁾

こうして、この時期のCECEは会員育成事業に力を注いだ。それとともに、全国レベルでの組織の復興を主張するべく、1935年の学生祭開催時には『カトリック全国学生連合会報』の発行が再開された。⁶¹⁾しかし、実際には、組織は弱体化の道を辿っていたと考えられる。1933年初頭に生まれた伝統主義者学校連合(Agrupación Escolar Tradicionalista: 以下AETと略記)やファランヘ党の指導下に1933年10月に創設されたスペイン大学組合(Sindicato Español

57) BACNP, 193, 15 abril 1935, p. 3.

58) M. de PUELLES BENÍTEZ, *Educación e ideología en la España contemporánea*, Madrid, 1997, p. 287.

59) BACNP, 169, 15 abril 1934, p. 3.

60) *Ibid.*

61) BACNP, 193, 15 abril 1935, p. 3.

Universitario: 以下 SEU と略記)など、左派 FUE に対抗する他の右派勢力の学生運動と競合するなかで、CECE がどれだけの学生を活動的な会員として獲得できたかは不明である。CECE 自体が、大学では、他の政治的学生グループとどう共存しうるかが大きな問題になつてゐる。また、アクション・カトリカの青年団体で会員の年齢層に一部重なりが見られるカトリック青年会と CECE との会員獲得競争のせいもあり、新メンバーの獲得は CECE 指導部が望むようには進まなかつたのだった。

3. 人民戦線政府下での活動

1936年2月16日の総選挙は人民戦線の勝利に終わった。人民戦線政府の下では FUE に1931年と同様、学内の場所の占有が許可された。⁶³⁾ こうして、右派の2年間の終焉とともに、人民戦線政府によって左派の2年間で展開された教育政策への回帰が試みられた。⁶⁴⁾ この振り返しに対して、CECE は強く抗議した。しかし例えば、1936年3月には、マドリード中等教育部会は宗教教育の継続を求める宣言文を出したが、効果はなかった。⁶⁵⁾

このような状況下で、既に、大学は機能不全を起こしていた。1936年1月、カタルーニャ地方の学生が起こした地方分離主義運動の高まりに対抗して、CECE の会員は AET や SEU とともに、全国規模に拡大するゼネストに参加するに至り、その勢いは中等教育機関にまでも影響を与えた。⁶⁶⁾ この事件は学生側の主謀者へ制裁を行わないことで解決をみた。この後、CECE 会員は SEU に対して、全国的な統一戦線を作ることを提案したが、実らなかつた。⁶⁷⁾

62) *Ibid.*

63) M. SAMANIEGO BONEU, *La política educativa de la Segunda República*, Madrid, 1977, p. 376.

64) C. NAVARRO GARCÍA, *La educación y el nacionalcatolicismo*, Murcia, 1993, p. 24.

65) BAECB, 5–6, febrero y marzo 1936, p. 16. 文書は3月3日付で発行されている。

66) *Ibid.*, p. 6. 例えばマドリードでは、大学生に混ざつて中等教育を受けているものもデモに参加した。またいくつかの学校で授業が中断されるに至つた。

67) M. A. RUIZ CARNICER, *El Sindicato Español Universitario (SEU), 1939–1965. La socialización política de la juventud universitaria en el franquismo*, Madrid, 1996, pp. 60–61.

一方で組織としての CECE は、学生としての「専門性」にこだわり、自分たちの活動が政治化することを回避し続けようとした。人民戦線選挙の結果を受け、1936年2月19日に AET がストライキを呼びかけると、CECE は、学生がストライキという方策に出ることを非難した。⁶⁸⁾

この時期の CECE は、できる限り多くの新規会員を獲得するための努力を続けた。そのために使われた方策には、娯楽的要素を生かした活動が多い。サッカーでは学校ごとにチームをつくりお互いを競わせた。卓球、バスケットボール、ペロタ・バスカ、ボート競技などを楽しめる環境も、会員のために用意した。⁶⁹⁾ チェスを楽しむ者にも便宜をはかった。⁷⁰⁾

また会員の CECE へのアイデンティティを強めてもらおうと、「中等部のカトリック学生よ！ 勇気をだしてカトリック信仰とスペイン主義を公の場で表明せよ、カトリック学生連合の徽章をえりにつけよ！」と呼びかけた。⁷¹⁾ 一方で、会員の政治活動で混迷を極め弱体化していたカトリック青年会と CECE はまったく別の組織である旨を公言し、改めて政治的党派性を否定した。こうしてあくまでも CECE の目的は教育環境の改善とカトリック学生の利益擁護にあることを示唆した。⁷²⁾

しかし、既に述べてきたように、学生の権利を擁護するためには政治的な発言や行動が要求された。CECE は自らの内に必然的に生まれた政治性を中和することはできなかった。CECE を人格形成の場と考えるのであれば、そこに思想を与えた人々は明らかに当時の右派のイデオロギーとして名を馳せた人々ばかりであったことに目を向けねばなるまい。例えば、マドリード大学法学部会

68) *Crónica Escolar . . .*, 6, 5 febrero 1936, p. 4. ただし、個人的な活動がどうあったか、ということと、執行部の判断とはまったく別のものであり、会員はストライキという手段をとった政治的闘争へ参加していたと考えることができる。

69) *BAECB*, 5–6, febrero y marzo 1936, p. 15.

70) *Ibid.*, p. 12.

71) *Ibid.*, p. 17. これはマドリード地方連合中等部会での呼びかけの例である。

72) *BACNP*, 215, 15 marzo 1936, p. 2. 「カトリック学生連合は、その大学環境における成果は賞賛に値するものであり、アクション・カトリカ青年部と関連してはいるが、これと混同してはならない。その自立性を保ちつつ、専門的・教育改善のための活動を続けるものである。」

の法律アカデミーの創立集会にはヤングアス・メッシアやカルボ・ソテーロが参加した。また中等部会の文化研究アカデミーはラミロ・デ・マエトゥが講演を行った。⁷³⁾ このように CECE の開催する行事に協力する右派勢力の重鎮たちの顔ぶれをみても、その政治性は明白であった。

CECE 会員は「宗教と神殿の崩壊を眺めるよりは、戦って死ぬほうがましだ。」⁷⁴⁾ ということばに表象される戦闘的な「よきカトリック」信徒としての自覚を促され、結果として、カトリック的愛国主義に基づく反共和国の闘いへと導かれていったのだった。共和政末期には、彼らは宗教のための闘いを意識しながら、直接行動にでるため、CECE よりも急進的な他の右派青年団体の活動に参加していくと考えられる。そして、内戦の勃発によって、迷える祖国スペインの救済を夢見て反乱軍へ志願し、戦場へ赴いていったのである。

おわりに

第二共和政期の CECE 指導部は、会員が全般的に中間層家庭に属する子弟であることを十分認識し、その上で、会員に対し、自分たちがスペイン社会におけるエリートなるべき人材であること、よってカトリック教の理念に基づいて自らを育成する必要があること、を意識させようとしていた。そして、CECE における人材育成事業を通して、会員はカトリック教の教えを擁護することはスペインという国家には必要不可欠であるという信念を確固たるものとし、教育におけるカトリック性を堅持することを求めて活動を続けていったのである。

しかし組織規模の拡大にもかかわらず、その活動の有効性に関しては疑問が残る。⁷⁵⁾ 実際には全国レベルの機関誌の定期発行もままならないのが現状だったことに象徴されるように、数ヶ月に及ぶ夏休み期間の活動休止状態、ほぼ一

73) BAECB, 5–6, febrero y marzo 1936; pp. 10–11. なお「文化研究アカデミー」と訳出したもの原語は Academia de Ampliación Cultural である。

74) *Juventud* . . . , 8, diciembre 1932, p. 18.

75) 1931年と1935年の状況を比較すると、地方連合数は35から69へ、部会数は128から170へと伸びている。しかし現在手元にある資料においては、1931年に発表した20700という数を最後に、以降の会員数は明示されていない。

年ごとに主要メンバーが入れ替わることから生まれる指導層の経験不足、など、学生信徒を効果的に育成することに限界が見えたのだった。また会員が日常的に結びついている教区教会とは直接的な関係をもたないままであったことも、CECE が活動を展開する上での弱点となつた。

第二共和国の成立から宗派と修道会法制定までは CECE が対外活動を活発に行ひ得た一つの時間枠であったといえる。その後、右派の二年間の反動的政策で左派の二年間の教育改革が白紙に戻される一方で、CECE はその活動を徐々に新会員獲得運動へとシフトしていった。青少年の政治化が進むなかで、CECE はその会員獲得のターゲットとする年齢層を下げ、なるべく若い会員を獲得し、カトリック的理念を護るミリタンとして早期に彼らを育成しようと試みた。しかし、非政治主義に基づき、会員に対して右派内に限定されたイデオロギー的寛容を示したため、結果として、かえって明確な闘争理念を打ち出すことができなくなってしまった。「スペイン性」という曖昧な集団心性は、他の政治運動組織のより具体的なスローガンと行動力を前に、影を潜めていった。実際に CECE 指導層の多くがアクション・ポプラール青年部で活躍したり、ファランへ党に流れたりしたことに象徴されるように、CECE の活動は、政治性をより明確に打ち出した他組織の運動の波に飲みこまれていった。⁷⁶⁾ こうしてローマ・カトリック教を国家理性の根幹と考えた CECE の会員は、スペインの伝統であるカトリック性を破壊しようとする「他者」への怒りに熱狂していったのであった。

76) 例えば当時の中学校の状況は、ミリタンだった人物の口述によって明らかになりつつある。しかし、内戦の記憶と重なる当時の出来事に関して、戦後 60 年余りを経た現在でも、証言者の匿名性を守る必要性に迫られる場合も多い。口述資料の扱いや新たな資料の模索など、今後に残された課題は大きい。